



1 はじめに

平成23年8月に障害者基本法の一部が改正され、平成24年7月に中央教育審議会より「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が報告された。インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる連続性のある多様な学びの場を用意することが必要である。

2 学校課題の取組

本校は、平成25・26年度の2年間「特別支援学校のセンター的機能に関する研究～さいたま市におけるインクルーシブ教育システムの構築～」について、さいたま市教育委員会の指定を受けて研究を進めてきた。本研究では、生活上・行動上・学習上の課題に対する支援として巡回型教育相談、来校型教育相談の実践に取り組んだ。

(1) 来校型教育相談

校務分掌の支援部を中心とした地域支援協力スタッフによる、来校型教育相談を実施している。発達に課題のある児童生徒は、姿勢の安定性や協調、粗大、微細運動面に困難さがあるといわれていることから、肢体不自由特別支援学校の体育・保健体育、自立活動の実践を取り入れた活動を行っている。在籍校との情報共有については、適宜行っている。



(2) 巡回型教育相談

本校の特別支援教育コーディネーターが対象児童生徒の在籍校を巡回して、教育相談を実施している。主な支援内容として、特別支援学校における「自立活動」の観点から、身体の動きやコミュニケーション等の課題の改善及び克服に向けた活動を学級担任等とともにしている。教育相談の内容は、校内委員会や個別の連絡票を通して情報共有を行い、組織的に対応している。

3 交流及び共同学習

今年度、小学校14校、中学校3校との交流及び共同学習を実施した。交流の内容として、直接交流、間接交流、情報提供の3形態で実施した。「つばみの日」においては、交流校の児童とともに居住地の中学校での体験を行った。また、学校間交流として、近隣の中学校、市立高等学校との交流も定期的に行っている。



4 おわりに

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のために、特別支援教育の視点、特別支援学校の役割は大きなものである。今後、さらに小・中学校及び特別支援学級、関係機関等との連携を図り、特別支援学校のセンター的機能を充実させていきたい。